別紙ヤウノモ

一、各工場ヲ通ジ出勤歩合ハ月ニ四回ヲ超エザルモノトス

二、出勤ハ午前八時ヨリ午後五時マデヲ標準トシ時間ハ各工場ニ於テ之ヲ定ム

一日廿六ノ日ハ四日ト一日半トス（廿六日ハ半日ト一日トス）

三、資本家ハ職工ヲ解雇セントスルトキハ少クトモ一週間前ニ其ノ旨ヲ予告スルモノトス

（但シ病気ニ罹リ医師ノ診断ヲ以テ就業ニ堪ヘザルモノト認メラルルトキハ此ノ限ニアラズ）

大阪市東区南本町四丁目十番地

大阪鉄工組合

組合員各出張

記

一、出勤歩合ハ月四十分ノ一ヲ以テ一歩トシ一歩ヲ増減スルニ付キ賃金ヲ増減スルモノトス

(二)、本組合ニ加入セントスル者ハ組合員二名以上ノ紹介ヲ要スルモノトス

(三)、本組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

記

職業	氏名	年齢
一丸工場友禅工	岡島吾一	二二
〃	稲林惣治	二八
〃	岡本万次郎	三〇
〃	寺口正治	二八
〃	佐伯春市	二二
亀田工場友禅工	浅見基藤	四〇
〃	霧島善長	三二
柴谷工場友禅工	蟹池万吉	四〇
田村工場友禅工	渡邊徳一	三四
組合常務理事	金川八三七	三九
梶田工場友禅工	中井種一	二三

組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(二十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(二十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(二十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(二十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(二十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(二十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(二十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(二十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(二十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(二十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(三十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(三十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(三十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(三十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(三十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(三十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(三十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(三十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(三十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(三十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(四十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(四十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(四十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(四十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(四十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(四十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(四十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(四十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(四十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(四十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(五十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(五十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(五十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(五十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(五十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(五十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(五十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(五十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(五十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(五十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(六十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(六十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(六十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(六十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(六十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(六十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(六十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(六十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(六十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(六十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(七十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(七十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(七十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(七十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(七十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(七十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(七十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(七十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(七十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(七十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(八十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(八十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(八十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(八十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(八十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(八十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(八十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(八十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(八十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(八十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(九十)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(九十一)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(九十二)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(九十三)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(九十四)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(九十五)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(九十六)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(九十七)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(九十八)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

(九十九)、組合側持参ノ職業証明書ヲ以テ組合員ニ非ザル者ハ組合ノ会議ニ出席スルヲ得ザルモノトス

(百)、組合員ハ組合ニ対シ毎月金拾銭ヲ組合費トシテ納付スルモノトス

財團法人協調會大阪支所